

さくら野セゾンゴールドカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して発行するカードをさくら野セゾンゴールドカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則を含む)を承認し、当社と提携先(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則を含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)第27条及び第32条の適用はありません。

第4条(さくら野ポイント)

(1)本カードには、提携先の提供するさくら野ポイントサービスが提供され、当該サービスは、本特約並びに提携先が定めるさくら野ポイント会員規約に基づき提供されます。

(2)本カードについては、さくら野ポイント会員規約2①に定めるカード発行費用は適用されません。

(3)本カードの有効期限については、さくら野ポイント会員規約2⑤は適用されず、セゾンカード規約第3条が適用されます。

(4)本カードの住所・氏名・電話番号等お届け事項の変更については、さくら野ポイント会員規約7④は適用されず、セゾンカード規約第18条が適用され、当社所定の変更手続きをおとりいただきます。なお、この場合当社に対する変更手続きをもって、提携先へのお届けもあったものとみなします。

(5)本カードの紛失・盗難及び再発行については、さくら野ポイント会員規約8①・②は適用されず、セゾンカード規約第16条及び第17条が適用されます。

(6)本カードの退会については、さくら野ポイント会員規約10は適用されず、セゾンカード規約第23条(3)が適用されます。

第5条(弁済金等の支払方法等)

セゾンカード規約第5章(ゴールドセゾンの特則)第28条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める分割払いの(例)及び分割払い表は、下記のとおりとなります。

記

(例)現金価格	50,000円、10回払いの時
●分割払手数料	$50,000円 \times (5.5円 / 100円) = 2,750円$
●支払総額	$50,000円 + 2,750円 = 52,750円$
●各支払日の分割支払金	$52,750円 \div 10回 = 5,275円$

支払回数	(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
支払期間	(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
実質年率	(%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0		
現金価格100円当たりの手数料の額	(円)	1.7	2.2	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.5	6.1		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
6.6	7.2	7.7	8.3	8.8	9.4	9.9	10.5	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
13.8	14.3	14.9	15.4	16.0	16.5	17.1	17.6	18.2	18.7	19.3	19.8

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員が提携先の定めるさくら野ポイント会員規約等に基づき、さくら野ポイント会員資格を喪失したとき。

(7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、さくら野ポイント会員資格も喪失するものとします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。